

今治市宮窪カレイ山展望公園に係る指定管理者の予定者となる団体の選考について

今治市宮窪カレイ山展望公園の指定予定者を次のとおり選考した。

- 1 指定予定者
- | | |
|-------|----------------|
| 住 所 | 今治市宮窪町宮窪4703番地 |
| 団 体 名 | N P O 法人能島の里 |
| 代表者名 | 理事長 村上 利雄 |

2 施設の概要

- (1) 所在地 今治市宮窪町宮窪6355番地2

- (2) 施設の設置目的 産業と観光の振興及び市民生活に安らぎとふれあいを与えとともに地域間交流を図ることを目的とする。

3 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和4年9月22日（木）～令和4年9月30日（金）

- (2) 応募者（1団体）

団 体 名	代 表 者 名	住 所
N P O 法人 能島の里	理 事 長 村 上 利 雄	今治市宮窪町宮窪4703番地

4 審査の概要と結果

- (1) 審査の方式

今治市宮窪カレイ山展望公園指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判断し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用(地元雇用・再雇用) ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、NPO法人能島の里を指定予定者として選定した。

団体名	NPO法人 能島の里
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.8点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準Ⅴ	10.5点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	23.5点
合計	120.2点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、キャンプサイトの新規区画設定、新たな周遊ルートの整備、施設利用者の滞在時間が短い点を改善すべく現有施設を活用した飲食提供の計画、施設に隣接するカフェとの連携など施設の魅力向上に努めている姿勢が評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（10,250千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（5年間）NPO法人能島の里10,250千円）

○審査基準Ⅳについては、若手人材を活用し、現施設の改修や情報発信などこれまで取組めなかったことに着手し、地域の人材を積極的に雇用していることが評価された。

○審査基準Ⅴについては、提供する飲食物に地元の食材を使用することを計画するなど、地域への貢献を意識している点が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分であると認められた。

○審査基準Ⅶについては、新たなサービスの提供を積極的に考えており、またSNSを活用した情報発信や飲食提供の具体的な計画もあり、新規利用者の獲得に向けて地道な活動を続けている様子が見られ、事業実施に対しての熱意を持った管理運営が出来ていると評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、

限られた資源の中で施設の効用を最大限発揮させるとともに、施設利用促進のための新たなサービスが提案されており、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有していると判断された。また、公共施設としての役割を果たし、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していることが認められたため、当審議会はNPO法人能島の里を指定予定者として選定した。

- また、審査の際に施設の管理運営について、下記の意見が出された。
- マスメディアに対し、積極的にプレスリリースを行って頂きたい。
 - 若者の感性を積極的に取り入れ、施設運営を行って頂きたい。

※ 点数は各委員の平均値

5 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで